

議案第 9 3 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の165」の次に「100分の125」とあるのは「100分の175」を加える。

別表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に改める。

第2条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(第2条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」 _____とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>令和5年度の人事院勧告の骨子（令和5年8月7日付）</p> <p>※給与調査（従業員50人以上の約11,900事業所、約46万人）</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給：民間給与平均 407,884 円 <li style="padding-left: 100px;">国家公務員給与 404,015 円 [較差 3,869 円] ・ボーナス：民間の支給割合 4.49 月 <li style="padding-left: 100px;">公務の支給月数 4.40 月 [較差 0.09 月] <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給：民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げる。 ・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの支給月数を0.10月分引上げる。
条例の概要	<p>（第1条）</p> <p>(1) 人事院勧告に基づき給料表を改正し、令和5年4月1日に遡って適用するもの。</p> <p style="text-align: right;">（別表関係）</p> <p>（第1条及び第2条）</p> <p>(2) 人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の期別支給月数について改正するもの。令和6年度以降においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>第1条関係 本年12月期の期末手当の支給月数を0.10月分引上げる。</p> <p>第2条関係 第1条の引上げについて、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p style="text-align: right;">（第9条関係）</p>

(一般職の任期付職員の支給月数)		
	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.650月(支給済み)	1.750月(現行1.650月)
6年度以降 期末手当	1.700月	1.700月
市民への影響等	【影響の規模】 230千円(2人)	
施行日	(第1条) 公布の日(適用日: 令和5年4月1日) (第2条) 令和6年4月1日	
備考		